

令和5年第4回農業委員会議事録

令和5年4月25日

下妻市農業委員会

令和5年第4回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和5年4月25日（火） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室

3. 報 告

第1号 事務局職員の人事異動について

4. 議 案

第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第5号 現況証明書の交付決定について

5. 報 告

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

2番 柴崎 尚	3番 白井 安男	4番 杉田 恒夫
5番 飯村 昇	7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸
9番 栗島 喜好	10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎
12番 飯岡 勝美	13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行
15番 野村 操	16番 稲川 広美	17番 木村 一巳
18番 森 慎雄	19番 中山 基	

欠席委員次の通り

1番 京空 克芳 6番 篠崎 宏之

出席職員次のとおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 係長 渡辺 広行 主事 堤 大輔

(午後1時30分 開会)

議長(会長 中山基君)

ただいまから、令和5年第4回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、17名であります。

欠席の届出は1番 京空 克芳 君、6番 篠崎 宏之 君であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は13番 塚田 好克 君、14番 程塚 裕行 君 の両名を指名いたします。

議事に入る前に、議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページをお開き願います。議案第3号、処理番号2号の借りする理由につきまして、理由の文末を「譲受する」と表記しておりました。正しくは、「借りする」となりますので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

以上で、議案書訂正の説明を終わります。

それでは、議事に入ります。

はじめに、報告第1号、事務局職員の人事異動について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

1ページをお開き願います。

報告第1号、事務局職員の人事異動について、ご報告申し上げます。

令和5年4月1日付で下妻市の人事異動が発令されました。

事務局職員の人事異動につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項において農業委員会が任免することになっておりますが、初総会でご説明のとおり、職員の人事については、会長並びに会長職務代理者に委ねていただき、その結果をご報告するものであります。

今回の人事異動では、事務局長補佐兼庶務係長の海老澤 尚子が、会計課に出向し、その後任として、介護保険課長補佐兼介護保険係長の 杉田 由里子 が、事務局長補佐兼庶務係長として赴任しております。

また、4月より会計年度任用職員として、森 七海 が採用となっております。

これにより、令和5年度の農業委員会事務局の体制は、事務局長の私をはじめ、記載のとおり7名となりますので、引き続きご指導くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。
それでは、杉田補佐、森さんを紹介いたします。

(異動職員：自己紹介)

議長(会長 中山基君)

報告第1号につきましては、以上といたします。

続いて、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

2ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願ひます。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、唐崎地内、登記、畑、現況、宅地、559㎡、申請理由は、昭和53年頃より豚舎として無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものです。農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局(堤大輔君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は2ページ、「参考資料」は、1ページ・2ページをご覧願ひます。処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内にある農地であるため、許可方針は原則不許可ですが、農業用施設用地であることから不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願ひます。

処理番号1号：杉田委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、千代川カントリーエレベーターから南西へ約750mにあり、すでに豚舎敷地として無断転用しており、その内容は始末書で確認しました。4月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、豚舎へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

3ページ並びに、参考資料の3ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、別府地内、3筆、登記、田、現況、宅地、合計654㎡、申請理由は、平成25年5月頃より農家住宅の一部として無断転用していたことから、始末書添付の上、敷地拡張するものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、山尻地内、畑、413㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

4ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、半谷地内、7筆、登記、畑及び山林、現況、畑及び雑種地、合計16,631㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存事業所に隣接する申請地に、倉庫及び事務所を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局(堤大輔君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は3ページ、参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。なお、申請地と既存住宅敷地を併せた面積が1,203.68㎡であり、農家住宅の基準面積の1,000㎡を超えておりますが、進入路でしか利用できない敷地が約100㎡あること、また、進入路を含めない敷地を1,000㎡を超えないように農地を分筆した場合、過小農地が残り、所有者及び隣接地の耕作者が耕作を希望しな

いことから、今回の申請面積となっておりますことを申し添えます。

参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認を受けております。

議案書は 4 ページ、参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、下妻市の宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号 1 号：柴崎委員

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南へ約 200m にあり、すでに農家住宅敷地として無断転用しており、その内容は始末書で確認しました。4 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人には電話と自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農家住宅敷地を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号：木村委員

議案第 2 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から北東へ約 600 m にあり、畑地でしたが多少雑草が発生していました。管理はなされていたと思います。4 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員 綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 3 号：栗島委員

議案第 2 号 処理番号 3 号について報告いたします。

申請地は、下妻特別支援学校から東へ約 400m にあり、梨の作付けがされておりました。もう一方

の畑は、耕作されておらず雑草が繁茂していました。4月20日、地区委員2名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には現地調査の際に同席してもらって行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、倉庫及び事務所へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

5ページ並びに、参考資料の9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回2件の申請であります。ご説明申し上げます。処理番号1号、申請地、谷田部地内、田、2,080㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、畜産加工品販売所に隣接する申請地に、梱包作業所を建築するものでございます。

参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、半谷地内、2筆、登記、畑、現況、畑及び雑種地、合計1,579㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存事業所に隣接する申請地に、倉庫及び事務所を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局(堤大輔君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料は、9ページ・10ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、農業用施設用地であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認及び出入口設置に伴う道路工

事施工承認を受けており、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書についても提出済みとなっております。

参考資料」は、11 ページ・12 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、下妻市の宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 3 号)

処理番号 1 号：木村委員

議案第 3 号 処理番号 1 号について報告いたします。

申請地は、JA 常総ひかりカンントリーエレベーターから南西へ約 600m にあり、水稻刈り取り後でしたがきれいに管理されておりました。4 月 19 日、地区委員 2 名、事務局職員 綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借借人、賃貸人とも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、畜産加工品の梱包作業所へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号 2 号：栗島委員

議案第 3 号 処理番号 2 号について報告いたします。

申請地は、下妻特別支援学校から東へ約 400m にあり、麦の作付けがされておりました。4 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借借人には現地へ赴いてもらい行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、倉庫及び事務所へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

6ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、11件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、柳原地内、5筆、畑、合計7,370㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、亀崎及び大園木地内、2筆、畑、合計2,911㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人茨城県農林振興公社が今月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、桐ヶ瀬地内、畑、1,220㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

7ページをご覧願います。

処理番号4号、申請地、大園木地内、田、1,864㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、若柳地内、畑、781㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、別府地内、2筆、登記、田、現況、畑、合計684㎡、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

8ページをお開き願います。

処理番号7号、申請地、別府地内、登記、田、現況、畑、66㎡、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、唐崎地内、畑、326㎡、申請理由は、耕作地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、宗道地内、畑、312㎡、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、

従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

9ページをご覧ください。

処理番号10号、申請地、谷田部地内、畑、786㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号11号、申請地、下宮地内、畑、3,009㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号：飯岡委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。

申請地は、市営柳原球場から南へ約600mにあり、作付けはされていませんでしたが、きれいに管理されていました。4月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号：杉田委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。

申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから北へ約1.3kmにあり、小麦の作付けがされていました。4月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号：齋藤委員

議案第4号 処理番号3号について報告いたします。

申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約2.2kmにあり、水稻の作付け準備がされていました。4月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 4 号：杉田委員

議案第 4 号 処理番号 4 号について報告いたします。

申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから北へ約 750m にあり、きれいに管理されていました。4 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 5 号：程塚委員

議案第 4 号 処理番号 5 号について報告いたします。

申請地は、騰波ノ江駅から北へ約 50m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 6 号：柴崎委員

議案第 4 号 処理番号 6 号について報告いたします。

申請地は、大形小学校から南へ約 200m にあり、きれいに管理されていました。4 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 7 号：柴崎委員

議案第 4 号 処理番号 7 号について報告いたします。

申請地は、大形小学校から南へ約 200m にあり、きれいに管理されていました。4 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人ともに自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 8 号：杉田委員

議案第 4 号 処理番号 8 号について報告いたします。

申請地は、千代川カントリーエレベーターから南東へ約 600m にあり、きれいに管理されており、植木が 2 本程植わってありました。4 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェッ

クシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 9 号：小島委員

議案第 4 号 処理番号 9 号について報告いたします。

申請地は、JA 常総ひかり本店から西へ約 150m にあり、雑草が繁茂していました。4 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人ともに自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 10 号：木村委員

議案第 4 号 処理番号 10 号について報告いたします。

申請地は、豊加美小学校から北東へ約 500m にあり、畑地できれいに管理されていました。4 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 11 号：程塚委員（代理報告）

議案第 4 号 処理番号 11 号について報告いたします。

申請地は、騰波ノ江小学校から北西へ約 850m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

10ページをお開き願います。

議案第5号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1件の願出であります。非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、願出地、見田地内、2筆、畑、合計1,815㎡、現地が原野であるため地目を変更したく願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号：杉田委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、千代川カントリーエレベーターから南東へ約400mにあり、山林化しています。4月20日、地区委員2名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、原野化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(塚越 剛君)

11 ページをご覧願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回1件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、亀崎及び大園木地内、2筆、畑、合計2,911㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る3月15日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

(12 ページをお開き願います。)

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、12 ページから24 ページまで、61件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和5年第4回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時20分 閉会)

議長 中山 基

署名委員 塚田 好克

署名委員 程塚 裕行